

第2章 環境の現状

1 習志野市を取り巻く様々な変化

本市では、これまで市の環境に関する取り組みの基本的な方向性を示す計画として環境基本計画を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してきました。

しかし、計画策定後も「2050年カーボンニュートラル」に向けた地球温暖化対策の加速化をはじめ、食品ロス^[10]やプラスチックごみ問題^[11]、生物多様性に関する問題意識が高まる等、本市を取り巻く環境情勢は大きく変化しています。

(1) 国際的な動向

➤ 国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択

平成27（2015）年9月の国連サミット^[12]

において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ^[13]」が採択されました。そこに記載された令和12（2030）年までの国際目標であるSDGs^[14]は、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、陸や海の生物多様性等、環境分野に関わる目標を多く含み、その他の目標と相互に関連しながら様々な課題の同時解決を目指すものです。

目標達成には、地方自治体による地域の実情に即した取り組みの実施が重要であり、その中でも環境基本計画が果たす役割は非常に大きなものとなっています。



持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標
（出典：国際連合広報センターホームページ）
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

[10]食品ロス…食品が生産から消費までの過程で、食べられる状態にもかかわらず廃棄されること。

[11]プラスチックごみ問題…プラスチック製品が使われた後に適切に処理されず、環境中に残存することによって引き起こされる問題のこと。

[12]国連サミット…国際連合が主催する会議であり、各国の首脳や政府代表が集まり、持続可能な開発、気候変動、貧困削減等の重要なグローバルな問題について議論する。

[13]持続可能な開発のための2030アジェンダ…国連サミットで採択された国際的な行動計画のこと。

[14]SDGs…持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、国連が定めた17の目標と169のターゲットから成る国際的な枠組み。令和12（2030）年までに持続可能な社会を実現するための具体的な指針を示す。

➤ 気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」の採択

平成 9 (1997) 年に合意された「京都議定書^[15]」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成 27 (2015) 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議^[16] (COP21) において、令和 2 (2020) 年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定^[17]」が採択されました。「パリ協定」は途上国を含むすべての参加国を対象とする点が画期的であり、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に批准しました。

さらに、令和 3 (2021) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記された「グラスゴー気候合意」が採択されました。日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の取り組みを強化することが必要とされています。

パリ協定における目標

産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持する。1.5℃以下に抑える努力を追求する。

●コラム● 1.5℃目標の重要性

地球温暖化の影響は 0.5℃上昇するにつれて深刻となり、影響の現れる強さ(強度)及び頻度に明確な増加を引き起こすことが予測されています。

以下に示す様な影響の予測を踏まえ、地球温暖化に係る世界全体での目標値は、パリ協定で当初掲げられた 2℃より低く、1.5℃に抑えていく努力が必要であるという認識が強まっています。

嘉永 3 (1850) 年～明治 33 (1900) 年において 10 年に 1 回発生した事象の変化

平均気温の上昇		1.1℃ (現在)	1.5℃の場合	2℃の場合
極端な高温	強度 ^{※1}	+1.2℃	+1.9℃	+2.6℃
	頻度	2.8 倍	4.1 倍	5.6 倍
農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつ	頻度	1.7 倍	2.0 倍	2.4 倍
極端な大雨	強度 ^{※2}	+6.7%	+10.5%	+14.0%
	頻度	1.3 倍	1.5 倍	1.7 倍

(出典: 第 1 部作業部会報告書の解説資料(環境省)【2023 年 8 月版】)


※1 嘉永 3 (1850) 年～明治 33 (1900) 年で平均して 10 年に 1 回発生する陸域での日最高気温

※2 嘉永 3 (1850) 年～明治 33 (1900) 年で平均して 10 年に 1 回発生する陸域での日降水量

参考情報
へのアクセス

➔

環境省
ホームページ



^[15]京都議定書…平成 9 (1997) 年に日本の京都で開催された気候変動枠組条約の締約国会議において採択された国際的な合意であり、先進国に対して温室効果ガスの排出削減目標を設定し、平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年の間にこれを達成することを求めた。

^[16]国連気候変動枠組条約締約国会議…気候変動に関する国際的な合意を推進するための年次会議。

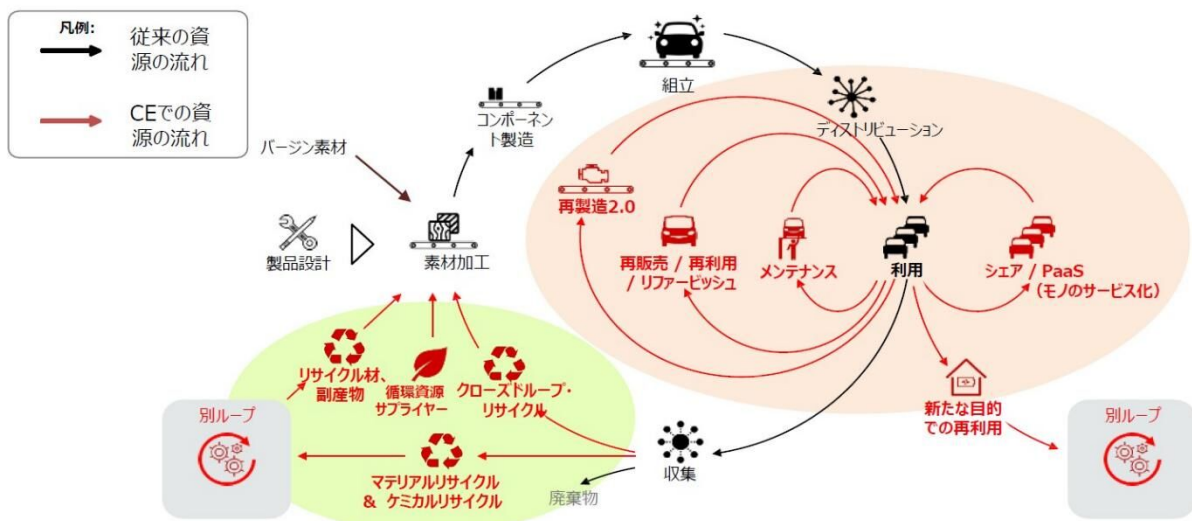
^[17]パリ協定…京都議定書に代わる、令和 2 (2020) 年度以降の気候変動に対する国際的な取り組みを強化するための国際的枠組み。

➤ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失等、様々な環境問題にも密接に関係しています。そのため、これまでの「大量生産→大量消費→大量廃棄」という一方通行の経済・社会様式から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが、国際社会共通の課題となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、モノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計すること、また既存のモノを最大限に生かし、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることが大きな特徴になります。

循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現には、製品を作る企業に加え、消費者である個人等の意識・行動が重要となります。大量廃棄型の社会が引き起こす様々な環境問題への理解を深め、従来の 3R の取り組みに加え、リサイクルしやすい製品の設計やリサイクルした資源の利用等を実践していくことが求められます。



従来の資源の流れと循環経済（サーキュラーエコノミー）の資源の流れ
（自動車産業を例とした場合）

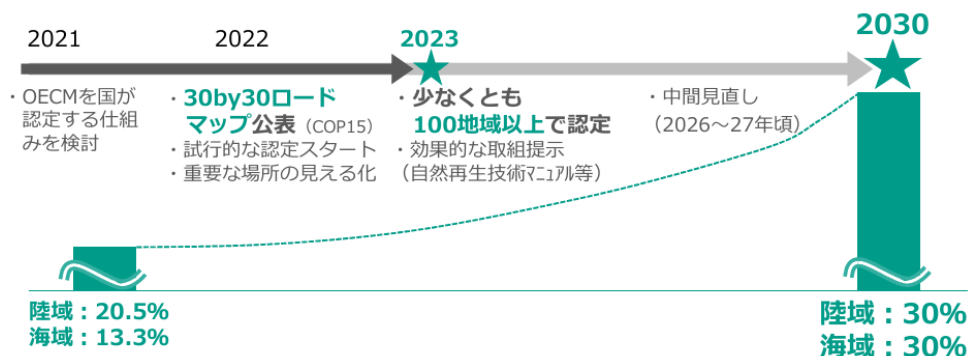
（出典：資源エネルギー庁ホームページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/circular_economy_01.html

➤ 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択

令和 4 (2022) 年 12 月に、生物多様性の保全に関する令和 3 (2021) 年以降の新たな世界目標として「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

新枠組では、令和 12 (2030) 年までのミッションをネイチャーポジティブ^[18] (自然再興) とし、そのためのターゲットのひとつとして、日本が特に重視している令和 12 (2030) 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保存する 30by30 目標が掲げられました。



30by30 達成までの取り組み

※OECD: 法的に設定された保護地区以外で生物多様性の保全に資する地域のこと。

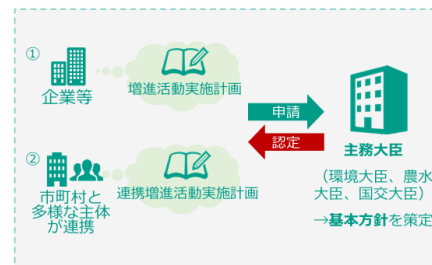
(出典: 「30by30 基本コンセプト」 (環境省))

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

●コラム● 自然共生サイト・地域生物多様性の増進活動

30by30 目標を達成するには、保護地域 (国立公園等) のさらなる拡充・管理とともに、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが重要です。環境省では、そうした地域を「自然共生サイト」として令和 5 (2023) 年度から認定を開始しました。令和 6 (2024) 年度末時点では、全国で 328 か所が認定を受けており、そのうち千葉県内での認定が 11 か所含まれています。

また、自然共生サイトとあわせて、企業等による地域における生物多様性の増進 (維持、回復または創出) のための活動を促進するため、当該活動に係る計画に認定制度が創設されました。その認定を受けた企業等は、活動内容に応じて、各種法令における手続きのワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができます。



(出典: 「地域生物多様性増進活動の手引き」 (環境省))

https://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/tebiki.html

参考情報
へのアクセス

環境省
30by30



[18] ネイチャーポジティブ…自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

(2) 国の動向

➤ 第六次環境基本計画

現在、世界全体で「持続可能性」をキーワードに、経済・環境・社会の側面から好循環を起こし、人類が繁栄し続けられる状態を生み出すことを目指しています。

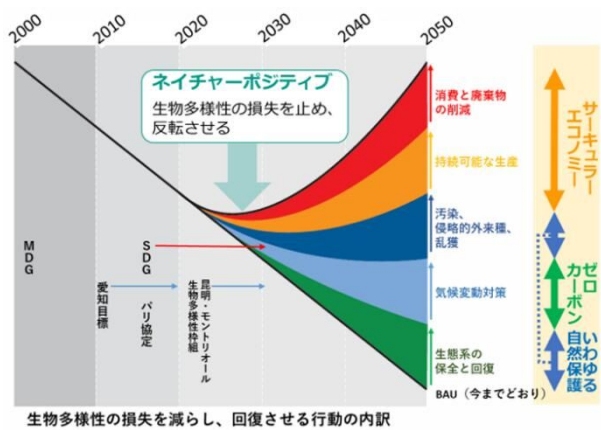
こうした背景を受け、令和 6(2024)年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力^[19]を守り環境の質を上げることによって経済・社会が成長・発展できる「循環共生型社会^[20]」の構築を目指すことが示されました。

環境とはいわば基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が成り立つことから、環境基本計画は地方自治体の定める計画の中でも重要な位置づけを占めています。

➤ 生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、日本は令和 5(2023)年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。その中では、令和 12(2030)年に向けた目標としてネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を掲げており、そのカギとなる 30by30 目標も基本戦略に含まれています。

30by30 目標の達成には、国立公園等における従来の保全のほか、企業や団体等による健全な生態系の確保・自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進が求められています。



ネイチャーポジティブの概念図

(出典：「生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子」(環境省))

https://www.env.go.jp/seisaku/list/senryaku_hukyu.html

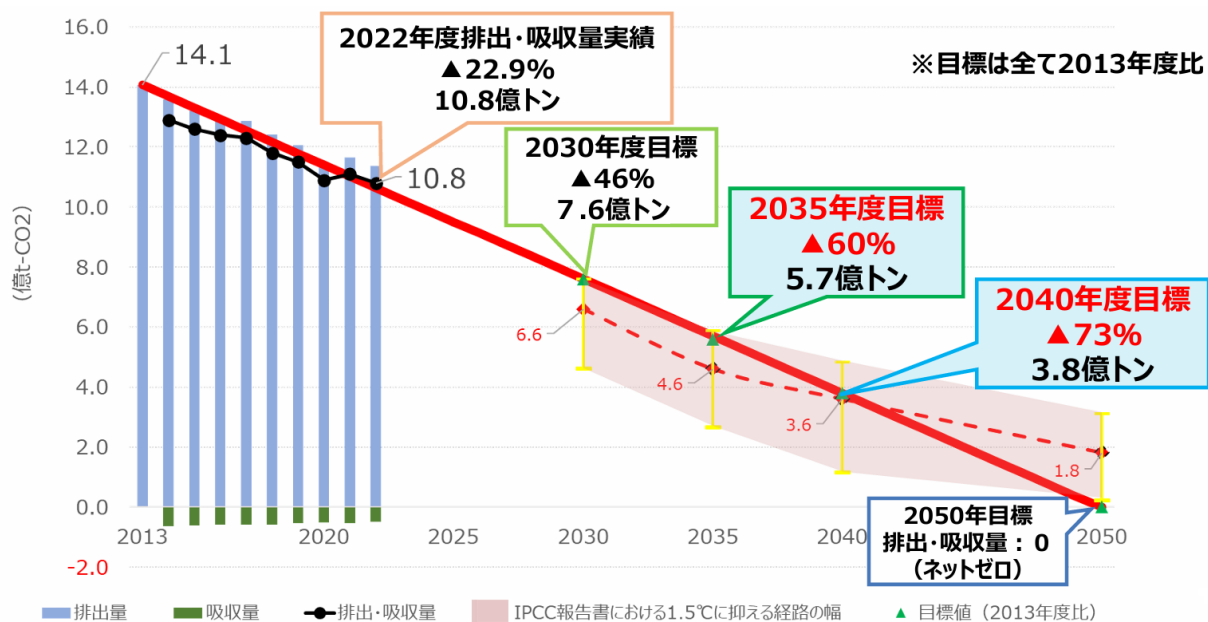
^[19]環境収容力…ある環境において、生物が継続的に生存できる最大個体数のこと。

^[20]循環共生型社会…資源のリサイクルや再利用を重視し、廃棄物を最小限に抑えることで、環境保護と持続可能な経済成長を目指す社会のモデル。

➤ 地球温暖化対策計画

世界全体での 1.5℃目標との整合を図りつつ、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた目標を定めた計画として、日本では「地球温暖化対策計画」を改定の上、令和 7 (2025) 年 2 月に閣議決定しました。

計画では、これまでの令和 12 (2030) 年度及び令和 32 (2050) 年の目標に加え、令和 17 (2035) 年度及び令和 22 (2040) 年度の目標及びそれに向けた施策を追加しています。今回の改定では、令和 12 (2030) 年度という最初の目標が近づくなか、従来の目標はそのままに途中年度をより具体化するものとなっています。



地球温暖化対策計画における削減目標

(出典:「地球温暖化対策計画の概要」(環境省))

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

➤ 第7次エネルギー基本計画

日本では地球温暖化対策計画と整合する形で「第 7 次エネルギー基本計画」を改定の上、令和 7 (2025) 年 2 月に閣議決定しました。

計画では、省エネの推進によりエネルギー全体での削減は進みつつも、DX^[21]やGX^[22]の進展により電力需要は増加すると見込んでおり、増加する電力需要には再生可能エネルギーや原子力といった脱炭素電源を最大限活用していくとしています。

また、今後のエネルギーに係る方向性としては、徹底した省エネ、電化^[23]や非化石転換、再生可能エネルギーの主力電源化が示されており、地方自治体においてもそれに向けた施策展開が求められています。

[21]DX…デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、デジタル技術を活用してビジネスや社会のプロセスを革新し、価値を創造することを指す。

[22]GX…グリーントランスフォーメーション(Green Transformation)の略で、環境に配慮した持続可能な社会を実現するための変革を指す。

[23]電化…機器やシステムのエネルギー源を電気以外の化石燃料等から電気へ置き換えること。

➤ 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成とは、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等といった環境面の課題のみならず、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化といった社会課題の同時解決につながるものです。日本では、循環型社会の形成を国家戦略として取り組むべき重要な政策課題と捉えており、令和6(2024)年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

計画の中で、地方自治体は地域のコーディネーター役として地域の資源循環システムを構築すること、また事業者は製品における環境配慮設計や再生材の利用率の向上等が求められています。

➤ 持続可能な開発のための教育（ESD）

持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）は、人類の開発活動に起因する様々な問題を主体的に捉え、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、SDGsの17すべての目標の実現に寄与するものであり、持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

日本においては、環境教育等促進法に基づく基本方針の推進、「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画」（第2期ESD国内実施計画）の策定（令和3(2021)年5月）により、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進の取り組みが進められています。

(3) 千葉県の動向

➤ 第三次千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画は、平成 8(1996)年に策定された第一次計画をはじめとして、令和元(2019)年に第三次計画が策定されました。第三次千葉県環境基本計画は、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』~ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく~」を目指す将来の姿としています。

➤ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

国の掲げる「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という目標の達成に向けて、千葉県は令和 3(2021)年 2月に令和 32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指す「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。宣言では、今後の取り組みとして、県民への情報提供と啓発の充実、千葉県地球温暖化対策実行計画(平成 28(2016)年 9月策定)に基づく再エネの活用や省エネの促進等に一層取り組み、県民や事業者、市町村と協力し「オール千葉」で一層の地球温暖化対策を推進するとしています。

➤ 千葉県カーボンニュートラル推進方針

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」や、千葉県が環境保全と経済成長の好循環となるモデルを構築し得る地であることを踏まえ、令和 5(2023)年 3月に「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定しました。方針では、2050年カーボンニュートラルに向けた千葉県としての目指す姿や、県が有する様々な特色やポテンシャルを活用した取り組みの方向性を示しています。

➤ 千葉県地球温暖化対策 2030

平成 27(2015)年に採択されたパリ協定を踏まえ、千葉県では温室効果ガス排出量の抑制に係る計画として、令和 12(2030)年度を目標年度とした「千葉県地球温暖化対策 2030」を平成 28(2016)年 9月に策定しました。

令和 5(2023)年 3月の改定では、国の温室効果ガス削減目標及び「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を踏まえ、県全体の温室効果ガス排出量について令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比 40%削減とし、さらなる高みを目指すこととしています。

(4) 習志野市の動向、市民の意識

➤ 習志野市総合計画

令和 8(2026)年度からの 16 年間で計画期間としており、本市が目指すべきまちの姿(将来都市像)やまちづくりの基本的な方向性等について示しています。「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」という将来都市像の実現に向けた 3 つのピースのひとつに「いつまでも住み続けたい『まち』」を掲げており、環境面からの取り組みが必要となります。

➤ ゼロカーボンシティ習志野

習志野市では令和 4(2022)年 6 月にゼロカーボンシティへ挑戦することを表明しました。

各地で頻発する甚大な豪雨・台風災害や猛暑等、地球温暖化によるリスクの高まり、また国による 2050 年カーボンニュートラルの宣言を受け、習志野市でも「習志野市地球温暖化対策実行計画」の改定及び「習志野市 SDGs 戦略」の策定を通じ、2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指していくとしました。

➤ 人口の推移と将来の見通し

本市の人口は増加傾向にありますが、近年では、世帯の小規模化^[24]が進行しています。また、本市における年齢構成の推移をみると、高齢者人口(65 歳以上)は一貫して増え続けており、年少人口(14 歳以下)及び生産年齢人口(15~64 歳)は一貫して減り続けています。

総人口は、令和 17(2035)年頃をピークに微減傾向に転じると予測されており、少子超高齢化と人口減少が進展していく中、持続可能な財政運営や行政サービスの維持等、様々な課題の解決が求められています。

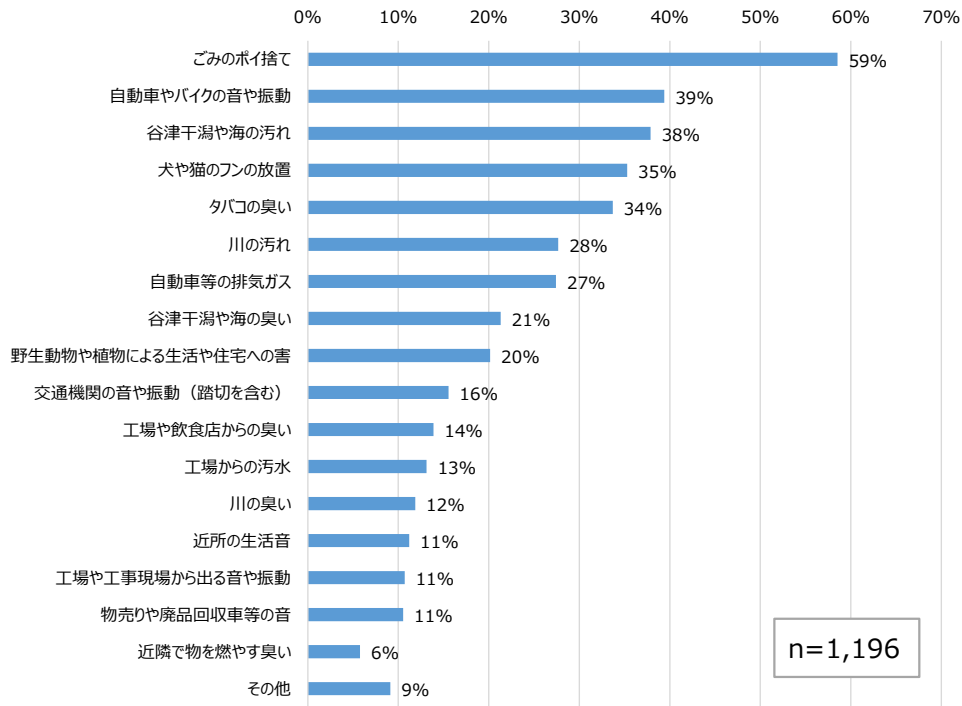
➤ 市民の意識

市民を対象とした環境に関するアンケートでは、「生活の中で気になること」について、「ごみのポイ捨て(59%)」が最も多く、次いで「自動車やバイクの音や振動(39%)」、「谷津干潟や海の汚れ(38%)」が挙げられました。

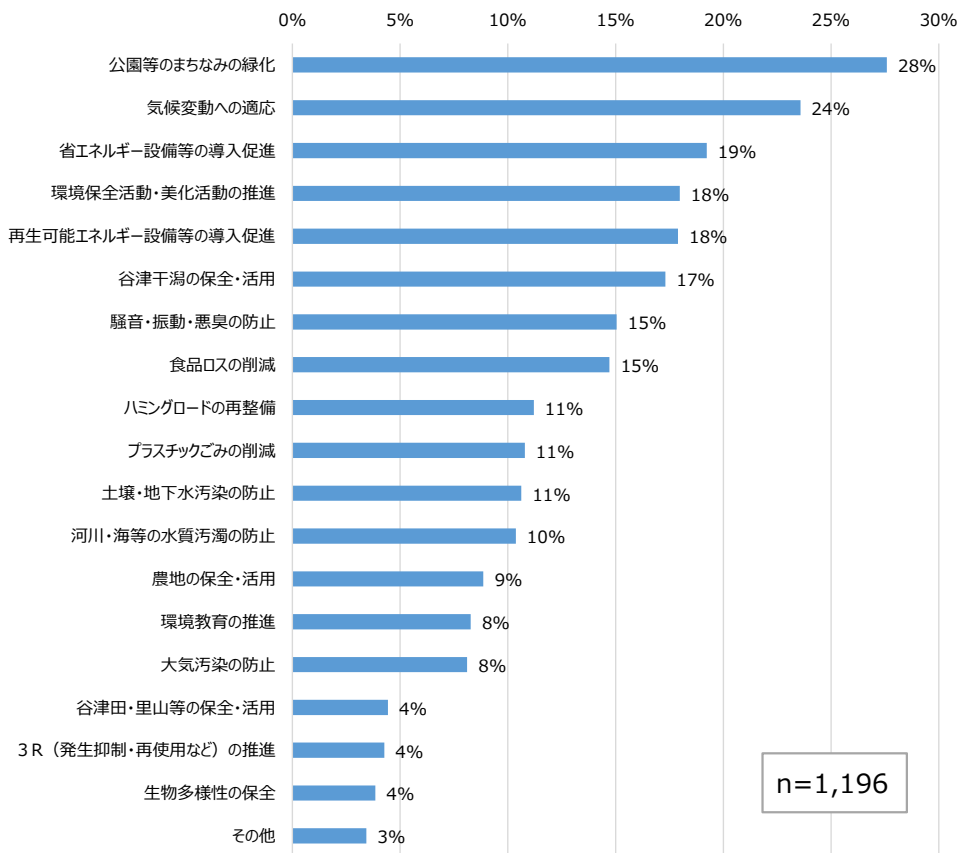
あわせてタバコのポイ捨てを問題視する声も多く寄せられ、ごみのポイ捨て防止に向けたマナーの周知やポイ捨てしづらいまちづくり、また、捨てられてしまったごみの清掃活動の強化等が求められていると考えられます。

また、本市に「優先的に取り組んでほしい施策」については、「公園等のまちなみの緑化(28%)」が最も多く、次いで「気候変動への適応(24%)」、「省エネルギー設備等の導入促進(19%)」が挙げられました。

[24] 世帯の小規模化…1 世帯あたりの人数が少なくなっていることを指し、要因としては未婚率の上昇や晩婚化による大人のみ世帯の増加、高齢化による高齢者の一人暮らしの増加等が挙げられる。



生活の中で気になること
 (令和6(2024)年度 環境に関する市民アンケート調査)



優先的に取り組んでほしい施策
 (令和6(2024)年度 環境に関する市民アンケート調査)

2 計画の方向性

計画の策定にあたっては、本市の環境の現状や社会の変化、市民・事業者アンケート、庁内ヒアリング、環境保全政策の進捗状況等から課題を抽出し、計画の目標や具体的な施策へ反映しました。

以下の方向性に沿って計画を策定しています。

- ① 気候変動対策、生物多様性保全対策は、国際動向の大きな変化、国、千葉県の実策に対応するため、本市に求められる役割を果たし、さらなる取り組みを加速する
- ② 「環境保全」が生活の質・幸福度の向上、ウェルビーイングを実現するという意識を市民・事業者へ定着させ、「環境に良いことは経済・社会にとっても良いこと」という考え方のもと、環境以外の施策の分野とも連携し、計画を推進する
- ③ 本市の特性、市民・事業者の意見を反映した本市の目指す具体的な将来の環境の姿を広く共有し、目標に向けた各主体の取り組みや協働を進めるべく、啓発を図っていく